



「点検です」と上がり込む訪問勧誘に注意

不安をあおられ

いらぬ商品を買わされた



不安と焦りをついでくる

「点検商法」の手口

きっかけ

「無料で点検します」「近所の工事のついでに見てあげます」「〇〇の設置が義務付けられています」などと訪問します。

決まり文句

点検後「このままでは危険」「今日なら安くできる」などと契約を迫ります。

不要な工事や商品に、高額な費用を支払ってしまふことに…。

他にもこんな場所・商品

点検しまふす

床下(シロアリ駆除・換気扇)、屋根(瓦・ソーラーシステム)、ボイラー、排水管、浄水器、消火器

アドバイス

その1 勧誘に来た人を安易に家に上げないようにしましょう。

その2 すぐに契約せず、周りの人に相談したりして、十分検討しましょう。

その3 一度契約すると、次々に勧誘される可能性が高くなるので、特に注意が必要です。

クリーニング・オフや解約できるケースがあります。工事が済んでいたり、商品を使ってしまった場合でもあきらめず、消費生活相談窓口にご相談しましょう。

見守りのポイント

高齢者宅に、見慣れない業者が入りしていないか注意しましょう。

一人暮らしのAさん宅に突然、「以前、購入していただいた高級羽毛布団の具合はいかがですか」と、男が訪問してきた。この近くの羽毛布団購入者を対象に、点検に回っている担当者だと言った。

家の上げると男はベッドの下をのぞき込み、「畳に、ずいぶんカビが生えていますね。このままだと体に悪いので、畳の上に防湿マットを敷いた方がいいですよ」と言った。

不安になったAさんは、男が勧めた15万円の防湿マットを購入することにした。その場で1万円を払い、残りを3日後に手渡した。

後日、掃除にやってきたヘルパーのNさんに、このことを話した。

Nさんが確認すると、カビは生えていなかった。

Aさんのケース(75歳女性)

「えっ、そんな…。私、だまされたの?でも、防湿マットは使っちゃったから返品できないし、お金も返ってこないでしょ?」とあきらめかけたAさんを励まし、Nさんは消費生活相談窓口へ相談するよう助言した。

Aさんは現在、相談員のアドバイスの元、お金を取り戻すための手続きをしている。



破裂した 溶けた 容器の移し替えで事故

昨年、洗剤をアルミの空き缶に移し替え、持ち運んでいたところ、洗剤とアルミ缶が化学反応を起こし、缶が破裂した事故が起きました。

当センターにも、化粧品や体を洗う洗剤を他の容器に移し替えた結果、容器が溶けてしまったという相談が寄せられています。

移し替えの容器は何でも良いというわけではありません。



大切なこと！注意

- 専用の容器があるものについては、専用の容器に移し替えましょう。
- 注意事項をよく確かめて、「他の容器を使用しない」などの禁止事項は必ず守りましょう。
- 移し替えを行う際の思わぬケガを防ぐため、禁止事項だけでなく、使用上の注意なども確認してきちんと守りましょう。
- 使用するうちに容器は劣化します。移し替え容器は適宜交換するようにしましょう。

あなたの近くに消費生活相談窓口

県内の消費生活相談窓口を紹介します
埼玉県消費生活支援センター熊谷

高齢者を狙う悪質業者による被害記事が連日のように報道されています。

今や、狙われる人は財産の有る無しを問いません。

当センターでは、5名の専門相談員が警察のみならず、弁護士や建築士、さらにはIT専門家等と連携を密にし、

一丸となって消費者被害の拡大防止や未然防止のためのアドバイスを行っています。

暮らしの困りごとや気になることがありましたら、まずはお気軽にご相談ください。



まずはお気軽にご相談ください



- 所在地：熊谷市箱田5-13-1
- 電話番号：048-524-0999
- 受付時間：9時30分～16時（月～金）
※昼休みも受け付けています。
- 交通：JR熊谷駅北口より徒歩20分

消費生活相談窓口

困った時には、まず相談！

埼玉県消費生活支援センター

川口：☎048-261-0999 川越：☎049-247-0888
春日部：☎048-734-0999 熊谷：☎048-524-0999

受付時間：9:30～16:00（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く）
※川口は土曜日も受け付けています

※お住まいの市町村の窓口も御利用ください。

埼玉県消費生活支援センターでは、消費生活講座の開催支援を行っています。ご希望の日時、講義内容等に合わせまして講師の手配をいたします。詳しくは右記までお問合せください。☎048-261-0995

